

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故発生時の被害軽減のため、自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付けた者に対して、予算の範囲内において岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自動車急発進抑制装置 後付け急発進抑制装置としての機能を有する装置のうち、国土交通省による性能認定を受けているものをいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請時において、市内に住所を有する65歳以上の者

(2) 非営利目的かつ自ら使用する自家用自動車に自動車急発進抑制装置を整備する者

(3) 自動車運転免許証を保有する者

(4) 市税を完納している者

(5) 暴力団員（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ）に該当しない者、かつ、条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持たない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の条件を満たす自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付ける事業とする。

(1) 自動車検査証の使用者の氏名の欄に、申請者の氏名の記載があること。

(2) 市内業者により整備が行われるものであること。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、本体価格及びその整備に要する費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、40,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 整備費用の内訳の記載された見積書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 市税を完納していることを証明できる書類
- (5) 前四号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第6条第1項の検討の結果、補助金の交付が適当でないと認めたときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 申請者は、規則第12条の規定により、補助事業等の内容その他申請に係る事項を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、遅滞なく岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金内容変更・中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査等により適当であると認めるときは、遅滞なく申請者に、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金内容変更・中止（廃止）承認決定通知書（様式第5号）により通知する。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第12条 当該事業が完了したときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 自動車急発進抑制装置整備証明書（様式第7号）
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に対し通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 申請者は、前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付請求書（様式第9号）により、すみやかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、申請者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第20条及び第21条の規定により、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等申請者の責めに帰すべきでない事由で当該整備済自動車を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(財産処分の制限)

第16条 規則第24条ただし書きの市長が定める期間は、補助金の交付の目的を勘案して1年とし、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前に申請がなされたものに係る補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

岡山市長 様

申請者（補助対象者）
住 所
氏 名
電話番号

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により，次のとおり申請します。

運 転 免 許 証	生 年 月 日	年 月 日	
	有 効 期 限	年 月 日	
補 助 対 象 車 両	車 名		
	自動車登録番号または車両番号		
補助対象経費(消費税込み)	円		
交 付 申 請 額	①補助対象経費×1/2※千円未満切り捨て		円
※①と②で少ない方の金額	②4万円		
自動車急発進抑制装置 (整備する装置の□に✓記入)	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		

※この申請書は，岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金の目的以外で使用することはありません。
※裏面にも確認・記入する箇所があります。

申請にあたっての誓約事項（内容を確認し、□に✓を記入してください。）

誓約事項	☐ 補助金の交付を受けましたら、急発進抑制装置を設置した自動車を適正に使用し、補助金の受領日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却等をしません。 ☐ 申請者は暴力団員でなく、かつ、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
------	---

添付書類確認（下記について添付できているか必ず確認し、□に✓を記入してください。）

☐ 見積書（原本又は写し）	
☐ 自動車検査証の写し	
☐ 自動車運転免許証の写し	
☐ 滞納無証明書（原本）	

様式第2号（第9条関係）

岡山市指令 第 号
年 月 日

様

岡山市長 印

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金の交付については、次のとおり決定したので岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知する。

交付決定額 金 円

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山市長

印

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金の交付について、下記の理由により交付しないこととしたため、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知する。

記

不交付理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金 内 容 変 更 申 請 書
中止（廃止）

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金について、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の変更・中止（廃止）内容

2 変更・中止（廃止）の理由

※変更の場合は変更内容が分かるものを添付すること。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山市長 印

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金 内容変更
中止（廃止）承認決定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金について、下記のとおり承認を決定したので、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知する。

記

1 変更・中止（廃止）の内容

2 変更・中止（廃止）の理由

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金について、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 実績額

金 円

3 補助金請求額

金 円

4 事業完了年月日

年 月 日

5 添付書類

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

岡山市長 様

整備事業者 住所又は所在地

店舗及び支店の名称

代 表 者 又 は
店長（営業所長）名

自動車急発進抑制装置整備証明書

次のとおり、自動車急発進抑制装置を整備したことを証明します。

申請者氏名			
整備年月日	年 月 日		
整備車両	自動車登録番号または車両番号		
自動車急発進 抑制装置 (整備した装置 の□に✓記入)	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		

整備担当者氏名		電話番号	
---------	--	------	--

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山市長 印

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金額を確定したので岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

交付確定額 金 円

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

岡山市長 様

申請者
住 所
氏 名

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金について、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第14条第1項の規定により次のとおり請求します。

請求額 金 円

振込先口座 ※申請者本人名義の口座に限ります。

金融機関名	
本支店・出張所名	
預金種別 (○をつけてください)	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

添付書類確認（下記について添付できているか必ず確認し、□に✓を記入してください。）

□振込先口座の通帳の写し	金融機関名，支店名，預金種類，口座番号，口座名義人が記載された部分の写し
--------------	--------------------------------------

様式第10号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山市長

印

岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付を決定した岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金については、岡山市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

金 円

2 返還を命ずる理由